

【注意喚起】キルギスからの外国通貨(米ドル)の一時的持ち出し禁止について

令和5年3月1日

- 現在、キルギス政府令によりキルギス国内の金融、経済及び外国為替市場の状況の安定確保のため、一時的に規定額以上の外国通貨(米ドル)の国外持ち出しが禁止されています。具体的には以下のとおりです。

- キルギスに旅行、知人・親族訪問、出張等の短期滞在及び1年未満の留学、インターン等で滞在されている方

キルギス出国時、現金5,000米ドル以上の国外への持ち出しは禁止されています。

- キルギス国内の居住者(※)及びキルギス国籍者

キルギス出国時、現金10,000米ドル以上の国外への持ち出しは禁止されてい
ます。

(※)キルギス国立銀行によると『居住者』とは、キルギス共和国にて永住の在留資格を所持されている方、または、日本国籍の方でキルギス共和国に常態的に1年以上居住している方を指します。

- なお、本政府令は外交官、外国政府職員及び国際機関職員並びにこれらのご家族は適用外となります。

引き続き、大使館等から連絡を受けられる体制を維持していただけますよう、
よろしくお願い申し上げます。

在キルギス日本国大使館

所在地:ビシュケク市タシュケント通り35/1

35/1 Tashkent Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号:(0312)375515 FAX:(0312)375518